あいち銀行「あいぎん Ai ダイレクトご利用規定」新・旧対比表

改正前	改正後	改正理由
第11条　住宅ローン取引 １．内容 住宅ローン取引とは、当行が本サービスによるお客さまの依頼に基づき、住宅ローンの残高照会および一部繰上返済（整数回繰上返済）ができるサービスをいいます。 ２．ご利用いただけるお客さま 当行で住宅ローンをご利用中のお客さま（ただし、賃貸住宅ローンは除きます）。 ３．一部繰上返済が可能な日 一部繰上返済ができる日は借入要項に定める毎月の返済日とし、一部繰上返済予定日の10日前までに手続きを完了した分とします。 ４．一部繰上返済が可能な金額 一部繰上返済ができる金額は、毎月返済のみの場合は繰上返済日に続く月単位の返済元金の合計額、半年ごとの増額返済併用の場合は次の①と②の合計額（①繰上返済日に続く6ヶ月単位に取りまとめた毎月の返済元金、②その期間中の半年ごと増額返済元金）とします。 ５．一部繰上返済後の最終期日 一部繰上返済後の最終期日は、返済元金に応じて繰り上がるものとします。	第11条　住宅ローン取引 １．内容 住宅ローン取引とは、当行が本サービスによるお客さまの依頼に基づき、住宅ローンの残高照会および一部繰上返済ができるサービスをいいます。 ２．ご利用いただけるお客さま 当行で住宅ローンをご利用中のお客さま（ただし、賃貸住宅ローンは除きます）。 ３．一部繰上返済が可能な日 一部繰上返済ができる日は借入要項に定める毎月の返済日とし、一部繰上返済予定日の10日前までに手続きを完了した分とします。 ４．一部繰上返済が可能な金額 （１）整数回繰上返済 一部繰上返済ができる金額は、毎月返済のみの場合は繰上返済日に続く月単位の返済元金の合計額、半年ごとの増額返済併用の場合は次の①と②の合計額（①繰上返済日に続く6ヶ月単位に取りまとめた毎月の返済元金、②その期間中の半年ごと増額返済元金）とします。 （２）約定外繰上返済 一部繰上返済ができる金額は、任意の金額となります。 ５．一部繰上返済後の最終期日 （１）整数回繰上返済 一部繰上返済後の最終期日は、返済元金に応じて繰り上がるものとします。 （２）約定外繰上返済 一部繰上返済後の最終期日は、返済元金に応じて繰り上げ、または据置となります。	整数回繰上返済に加え、約定外繰上返済を追加します。

（アンダーラインは変更箇所）